○九州地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇土市住吉町字西川二一一二番二から同市住吉町字西川二一二五番一一まで	前	八・九三～一四・五七メートル	〇・二一二キロメートル
	後	一二・八一～一五・七一	〇・二一二

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本市北区植木町富応字五反田一六三七番二から同市北区植木町富応字五反田一六三四番三まで	前	一八・〇〇～三〇・五〇メートル	〇・〇一四キロメートル
	後	一九・九〇～三二・三〇	〇・〇一四

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号及び二百五十一号	諫早市森山町杉谷字郡勢開二二五番一から同市森山町田尻字八郎一〇八番まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所
〃	諫早市森山町田尻字倉津七一五番一から同市森山町田尻字東中仕切一〇二八番二まで	〃
〃	諫早市森山町本村字元土井八七〇番一から同市森山町本村字西中仕切六八七番一まで	〃

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○九州地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
臼杵市野津町大字野津市字間戸二二一七番一から同市野津町大字野津市字岩上二三四一番一まで	前	一五・六九～二八・〇九メートル	〇・一六七キロメートル
	後	一五・六九～二五・五五	〇・一六七

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	臼杵市野津町大字野津市字岩上二三四〇番一まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○九州地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	豊後大野市犬飼町久原字白水一八五二番一〇から同市犬飼町久原字的場一〇六九番五まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○九州地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
曽於市末吉町深川字柳井谷出口三六〇六番二から同市末吉町深川字中崎入口三六〇三番一まで	前	一五・六三～二七・三七メートル	〇・二八七キロメートル
	後	一四・五二～二九・二四	〇・二八七

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	曽於市末吉町深川字寺山原三六六九番五から同市末吉町深川字中崎入口三六〇二番一まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日